

ポルシェカード会員特約

第1条(名称)

本カードは ポルシェファイナンシャルサービスジャパン株式会社（以下「ポルシェ」という）と三井住友カード株式会社（以下「当社」という）が提携し、所定の方法で発行するもので、カードの名称は「PORSHE CARD」と称します。

第2条(会員資格)

本特約ならびに三井住友VISAカード&三井住友マスターカード会員規約を承認のうえ入会の申込みをした方で、当社が適格と認めた方を会員とします。

第3条(会員資格の喪失)

会員が、ポルシェもしくは当社の一方から、カード会員資格を取り消された場合には、ポルシェ会員としての資格も喪失するものとします。

第4条(ポルシェのサービスの利用)

1. 会員は、ポルシェより、その提供する特典・サービスを受けることができます。
2. 会員が前項の特典・サービスを受ける場合には、ポルシェの所定の方法に従うものとします。

第5条(支払期日)

会員が指定できる支払期日は、カードの種類にかかわらず、毎月10日（但し、金融機関の都合により毎月8日となることがあります）のみとします。

第6条(カード種類)

会員は、本カードについて、ヤングゴールドカードおよびリボルビング払い専用カードを申込むことはできません。

第7条(集金業務の委託)

会員は、本カードを通じてのポルシェジャパン株式会社の会費等の支払いについて、その都度依頼書をポルシェに提出することなくポルシェジャパン株式会社が当社に集金業務を委託することを予め了承します。

第8条(本特約の改定)

本特約が改定され、その改定内容が会員通知された後に、会員がカードを利用したときには、会員はその改定を承認したものとみなします。なお、本特約に定めのない事項については、三井住友 VISA & 三井住友マスターカード会員規約が適用されます。